

公安委員会 報告資料	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する 法律の一部改正	令和7年6月25日 生活安全企画課
1 改正の趣旨 いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホスト等からその支払いのために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し、社会問題化していることを踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）が令和7年5月28日に公布され、公布の日から1月を経過した日（令和7年6月28日）（風俗営業の許可に係る不許可事由の追加に係る規定にあっては、公布の日から起算して6月を経過した日（令和7年11月28日））から施行されることとなった。 2 主な改正の概要 (1) 接待飲食営業に係る遵守事項・禁止事項の追加 ア 遵守事項（罰則なし） （ア）料金について、事実に相違する説明等をする行為 （イ）客が接客従業者に対して恋愛感情等を抱いていること等を知りながら、これに乘じ、一定の行為により当該客を困惑させ、それによって当該飲食等をさせる行為 （ウ）客が注文等をする前に飲食等の全部又は一部を提供することにより当該客を困惑させ、それによって当該飲食等をさせるなどする行為 イ 禁止事項（6月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金） （ア）客に注文等をさせ、又は料金の支払等をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させる行為 （イ）客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為 (2) いわゆるスカウトバックに係る禁止規定（6月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金） 性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則が設けられた。 (3) 無許可営業等に対する罰則の強化風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則が強化されるとともに、法人の代表者又は従業員がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金（両罰規定）の		

上限額が引き上げられた。

無許可営業 「2年以下の拘禁刑、200万円以下の罰金」

→「5年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金」

両罰規定 「200万円以下の罰金」→「3億円以下の罰金」

(4) 風俗営業の許可に係る不許可事由の追加

ア 親会社等が風俗営業の許可が取り消され、当該取消し日から起算して5年を経過しないものである法人

イ 警察職員による立入りが行われた日から風俗営業の許可取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのあると認めるに足る相当な理由がある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

3 解釈運用基準（警察庁通達）の改正

改正法により新設された規定の趣旨を踏まえ、警察庁が示している風営法等の解釈運用基準も改正されており、改正法で新設された規定に関するものが追加されたほか、「広告及び宣伝」と「客引き」等に関する基準も改正されている。

(1) 広告及び宣伝

接待飲食営業においては「ランキング制」等と称して、接客従業者間で指名数、売上額等の営業成績を競わせ、広告物には接客従業者の容姿と共にその営業成績を示し、又は接客従業者間の競争を強調する文言を表示することで、客には自身が好意の感情を抱く接客従業者の営業成績を向上させるために高額の遊興又は飲食をする意欲をそそらせている。

そのため、今回の解釈運用基準の改正で、接客従業者の営業成績、営業成績が上位であることを推認させる文言、ランキング制自体の存在、接客従業者間での競争を強調する文言、客に対して接客従業者を応援すること等を過度にあおる文言等が、その態様に応じて、広告及び宣伝の規制違反に該当することが示された。

(2) 客引き

今回の解釈運用基準の改正で、客引きの解釈において「道路その他の公共の場所」や「公衆の目に触れるような方法」でなされることが要件となっておらず、インターネット上における勧誘行為についても客引きに該当しうる場合もあることが明記された。